

日本共産党の馬場こうへいです。

ただいま議題となっています第1号議案「令和3年度京都府一般会計補正予算（第13号）」を含む議案9件の全てに賛成の立場で討論を行います。

まず、緊急事態宣言は解除されたものの、コロナ禍の収束は未だに先が見通せない状況の中で、医療従事者、府職員をはじめ最前線で命と暮らしを守るために日夜ご奮闘いただいている皆さんに心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、議案9件のうち第1号、及び第17号議案は一般会計予算の補正の議案です。中身の大部分はコロナ対策での医療現場や府民生活への支援、中小企業・事業者への支援であり賛成するものですが、いくつか指摘し要望しておきます。

まずは、保健所の体制や医療機関への支援に関わってです。

第5波では、8月24日に感染者601人と過去最高を記録し、自宅療養者は一時7,000人を超え、確保病床使用率が8割、重症病床使用率は7割に迫るなど、保健所や医療現場の逼迫は、災害級と指摘されるほどになりました。現在、感染者数は落ち着いてきているものの、連日お亡くなりになられる方が報告されるなど、引き続き厳しい状況にあると考えます。また、昨日までに281名の方がお亡くなりになっていることを、改めて重く受け止める必要があると考えます。

そのうえで、次なる第6波を見据えて対策の抜本的な強化をお願いします。まずは、対策の要である保健所の体制の強化です。感染の落ち着きに合わせて、市町村からの応援や、看護協会の応援の引き上げが始まっています。一方で、引き続きコロナ感染者の健康観察や必要な証明書の発行、さらに難病手続きなどの通常業務が残されています。保健所の負担軽減と、第6波を見据えた抜本的な体制の強化について、現場の要望や実態をよくつかんで、対応されるよう要望します。さらに、多数の自宅療養者への対応が府民の中にも、不安と混乱を巻き起こしたことから、府として開業医も含めて地域の医療機関との連携を、本腰を入れて対応する方針を明確にするとともに、どんな状況のなかでも絶対に命を守るために、適切な健康観察と速やかな医療へのアクセス、パルスオキシメーターや食料など生活支援の迅速化について、市町村と連携して方針と体制を強化することが必要です。さらに、中和抗体療法の実施も含めて医療を最大限確保するために、宿泊療養施設などを臨時的医療施設に位置づけて、体制を強化するとともに、すべての医療機関への支援が不可欠です。

加えて、コロナ禍の対策を困難にしている背景として、医療や福祉、公衆衛生の予算を削り続けてきた政府の責任は極めて重大であり、その転換を改めて国に強く求めていただきたいと思います。

次に、生業と生活への支援についてです。

第17号議案には、緊急事態宣言解除後の営業時間短縮への協力金と、自粛要請に協力要請にご協力いただいた飲食店と取引のある酒類販売事業者への支援金、中小企業の経営改善への支援が含まれています。しかし、コロナ禍の収束が見通せない中で、すでに認証制度の手続きの遅れや、協力金が減額されること、支援金には引き続き50%の減収要件が残されていることなどへ、事業者からは厳しい声が上がっています。影響を受けるすべての中小企業・事業者を対象として、持続化給付金の再支給や、消費税の緊急減税など思い切った対策をとるべきで、国に強く求めるとともに、府としても、すべての中小企業等が倒れないように、あるいは事業継続できるように支援を急いで実施すべきです。さらに、本議会に農業者から声があげられ、コロナ禍の需要激減で大きく落ち込んだ米価により影響をける生産者・卸売業者などへの支援として「京の米」流通促進緊急対策事業費が盛り込まれました。弾力的な運用をお願いするとともに、営農継続への直接支援についても検討すべきです。

また、第1号議案には生活福祉資金貸付金の原資の積み増しが提案されています。しかし、影響が長期化する中で、すでに満額利用されている方への支援にはなりません。追加の支援として位置づけられたはずの、「生活困窮者自立支援金」は、要件が厳しく対象者の約2割しか利用できない状況もあります。いよいよ、一律給付金のような生活そのものを底支えするための制度の実施が急がれます。改めて、国に対して強く求めるとともに、先日選出された岸田首相が野党の求める予算委員会も開かない意向を示している中で、府としても府民生活支援を抜本的に強化すべきです。

コロナ関連以外についてもいくつか指摘をしておきます。

まず、第1号議案に含まれる「新行政棟・文化庁移転施設整備費」についてです。中身は、警察本部旧館の耐震化などのための追加工事による債務負担行為の増額です。改修費については、京都府が全額負担することになっており、国からの賃料により実質いくらかの負担してもらえとの説明ですが、今回のように追加工事が発生すれば当初から指摘したように、府民負担がどんどん増える仕組みになっていることは極めて問題です。そもそも国の省庁移転費用は、国が負担するのが当然だという点は、厳しく指摘しておきます。

次に、第7号議案「財産取得の件」についてです。中身は、府立高校及び特別支援学校でのタブレットの利用にあたり、貸し出し用タブレット端末を整備するものです。今回整備するのは、低所得世帯へ貸し出すためのもので、3か年分4,294台とされています。社会のICT化が進む中で、そうしたものの教育への活用全てが否定されるものではありませんが、そもそもGIGAスクール構想は、専門家からさまざまな違いを持った子ども達が、集団で学ぶことの教育の深みや豊かさが全くなく、できる子とできない子の選別、社会に役立つ人材育成に主眼を置いたものになっているという指摘がある通り、極めて問題があるものです。さらに、現場の体制やスキルなど教員側の準備、端末はもちろん、通信環境などの学ぶための環境整備など、公的責任で万全の態勢をとって行うべきものが、コロナ禍を口実に拙速に進められようとしています。結果、今回のように低所得世帯だけの環境整備になっているのではないのでしょうか。こうしたやり方は、6～7万円の負担など、子どもや保護者はもちろん、現場に大きな負担を強いることにつながります。改めてこうした進め方については改めるよう強く求めておきます。

以上で討論を終わります。ご清聴まことにありがとうございました。